

平成25年9月27日
復興庁

復興推進計画の認定について

平成25年9月9日付けで、茨城県及び県内40市町村から申請があった復興推進計画について、9月27日に認定します(認定番号:茨城第12号)。概要は以下のとおりです。

記

● 公営住宅法に係る特例措置

【対象区域】

茨城県内40市町村の区域

【特例措置の内容】

- 公営住宅の入居者は、公営住宅法第23条の規定により、住宅困窮要件及び入居収入基準の要件を具備しなければならないが、被災市街地特別措置法第21条の規定により、災害発生の日から3年(平成26年3月11日まで)に限り、入居収入基準の要件を不要としているところ、本計画の認定により、当該特例期間を更に延長し、平成28年3月31日まで、入居収入基準の要件を不要とするもの。
- 公営住宅は、公営住宅法第44条の規定により、耐用年限の1/4を経過しなければ入居者等に譲渡することができず、その譲渡対価を公営住宅の整備等に要する費用に充てなければならないが、本計画の認定により、耐用年限の1/6を経過すれば譲渡することを可能とし、その譲渡対価を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用に充てることを可能とするもの。

認定を受けた復興推進計画は、復興庁ウェブサイト
(<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

本件連絡先:

復興庁

復興特区班 小善、日向、久住、青田

TEL: 03-5545-7365

茨城事務所 渡辺、野中、杉浦

TEL: 029-232-8088